

るものは備止證書に依り之を計算す

船舶沈没等の爲め手帳及手軸を滅失したるときは官廳又は船主の證明書に據り之を計算することを得但し此場合に於て給與すべき金額が第六條に依り給與すべき金額より少きときは第六條の金額を給與すへし

第六條 前條により乗船年数を計算することを得ざるものには當分の内左の區別に依り給與することを得

水夫長火夫長及之に準ずべき職務を執りたるもの 弔慰金百圓以下
役人以上(水夫長及之に準ずべき職務) 同 金八拾圓以下
其他 同 金六拾圓以下

養老金は十年以上乗船したるものと認め得べきものに限り左の金額を給與す
金六拾圓以下

第七條 職務を行ふに因りたるに奔すと雖とも乗船中傷疾を受け又は死亡したるとき不行跡又は重大なる過失に因らざるものと認め得べき者には扶助金は

第三條規定の金額の三分の一以内弔慰金は第四條規定金額の三分の一以内を給與すへし

第八條 本會に媒介申込中の海員にして本會の媒介に依り會て一ヶ年以上乗船したる履歴を有するもの死亡し不行跡又は重大なる過失に因らざるものと認め得べき者には第四條規定の弔慰金の四分の一以内を贈與すへし

第九條 養老金、扶助金又は弔慰金を給與せらるゝもの本會標章佩有者なるときは左の増額を爲し之を給與す

- 一、勤勉章佩有者 給與金額の百分の二十
- 二等 百分の十五
- 一等 百分の十五
- 同 百分の十
- 二等 百分の五
- 三等 百分の五
- 同 百分の十五